

奈良県手話言語条例 が施行されました! (平成29年4月1日)

この条例では、県の責務、県民・事業者の役割などを定めています。



県民の手話※
への理解

手話の普及や
使いやすい環境の整備



ろう者※の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の人がお互いを理解し、尊重しあうことができる社会の実現

【手話】

※「手話」…物の名称、抽象的な概念を手や指の動き、表情などを使って、視覚的に表現する言語です。
※「ろう者」…聴覚に障害のある人のうち、手話を言語として、日常生活または社会生活を送っている人です。

県民の みなさまへ

- 手話が、ろう者の情報取得や意思疎通の手段などとして必要な言語であることを理解しましょう。
- 手話の普及や使いやすい環境づくりにご協力をお願いします。



県では、啓発イベントの開催、手話ハンドブックの作成、手話講習会の実施など手話を学ぶ機会を設けたり、県議会への手話通訳の導入といった手話を使いやすい環境の整備をしていきます。



まほろばあいサポート運動

県では、多様な障害の特性や障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解し、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践し、障害のある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を県民のみなさまとともにつくる運動を推進しています。



ヘルプマークの推進

内部障害や難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

お問い合わせ先



奈良県健康福祉部障害福祉課障害理解促進係

電話:0742-27-8517 ファックス:0742-22-1814

条例の概要

前 文

※条文抜粋

手話は、物の名称、抽象的な概念等を手や指の動き、表情等を使用して視覚的に表現する言語であり、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図るために必要な言語として使用されている。

わが国の手話は、ろう者の集団で育まれ、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。ところが、明治十三年にイタリアのミラノで開催された国際会議において、ろう教育では読唇と発声訓練を中心とする口話法を教えることが決議された。それを受け、わが国でもろう教育では口話法が用いられるようになり、昭和八年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。これにより、ろう者は口話法を押し付けられることになり、ろう者の尊厳は著しく傷付けられてしまった。

その後、平成十八年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、憲法や法律に手話を規定する国が増えている。また、明治十三年の決議も、平成二十二年にカナダのバンクーバーで開催された国際会議で撤廃されており、ろう者が手話を大切にしているとの認識は広まりつつある。

わが国においても、平成二十三年に改正された障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)において言語に手話を含むと規定され、平成二十六年には障害者の権利に関する条約が批准された。

奈良県では、平成七年に、全国に先駆けてろう学校の幼稚部にろう者の教諭を配置し、幼児期からの手話及び手話による教育に取り組むとともに、以降、ろう学校全体において、手話による教育を推進してきた。

また、平成二十七年三月には、言語に手話を含むと明記した奈良県障害のある人もともに暮らしやすい社会づくり条例(平成二十七年三月奈良県条例第七十号)を制定し、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことができる社会の実現に取り組んでいるところである。

さらに、平成二十九年秋には、全国で初めての試みとして、第三十二回国民文化祭と第十七回全国障害者芸術・文化祭を一体開催し、歴史と文化の豊かな蓄積を誇る日本文化のはじまりの地である奈良から、障害のある人とない人の絆を強く、文化の力で新たな関係をつくるという理念を全国に広く発信することとなった。

目 的

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関し基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、聴覚障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することとしています。

基本理念

手話の普及等は、手話が、ろう者による情報の取得、意思の表示及び他人との意思疎通の手段として必要な言語であるという基本的な認識の下に行わなければなりません。

施策体系

① 手話の普及・手話を使用しやすい環境整備
手話の意義及び基本理念に対する県民理解の促進

② 手話を学ぶ機会の確保

③ 手話を用いた情報発信

④ 手話通訳者等の確保、養成

⑤ 学校における手話の普及

⑥ 事業者への支援

⑦ 観光旅行者その他の滞在者への対応

詳しくはホームページで

奈良県 手話言語条例

検索